事 務 連 絡 平成31年3月18日

各 (都 道 府 県) 保健所設置市 衛生主管部(局) 御中 特 別 区

厚生労働省医政局総務課

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について (周知依頼)

日頃より厚生労働行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。標記については、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定。以下「基本計画」という。)において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年4月から、別添1のとおり、診断書の書式を改定するとともに、医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート」を新たに導入することとする旨、情報提供がありました。

つきましては、貴職におかれましては、管内の医療機関に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、新書式による診断書の作成や本人情報シートの活用等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、 各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別添2のとおり、社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室、

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局総務課認知症施策推進室より各都道府県成年後見制度利用促進担当課あてに管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わる関係者への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)として本人の支援に関わっている方(介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等)によって作成されることが想定されています。

## <資料>

- (別添1) 別添書式・手引き(最高裁家庭局)
- (別添2) 成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について(周知依頼)(社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、 老健局総務課認知症施策推進室事務連絡)